

第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和2年3月6日(金)
2. 時 間 午前10時30分～11時55分
3. 場 所 市長公室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・環境
経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・健康推進部
長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・教育部長
5. 事務局 中村健康福祉センター所長、健康管理課 石原課長
地域保健課 須田課長・吉川主幹、
広報課 河村課長 人事課 晝間参事兼課長
危機管理課 半田課長・佐藤主幹

6. 議事概要

(1) 小・中学校、学童保育室の対応について

○教育部長から小・中学校の状況について資料1により説明があった。

- ・3/2～5までの間で各日おおむね50人くらいを受け入れている。
- ・卒業式については教職員・卒業生での対応とする。

○こども支援部長から学童保育室の状況について資料2により説明があった。

- ・資料2は3/5の状況だが、他の日も同様に全体の約40%の来室状況となっている。
- ・全く利用しなかった場合の利用料の免除は、原則、前月15日までの申し出だが、特例として15日以降も受け付けている。
- ・支援員について、元気キッズの保育士も対応している。
- ・来週以降、学校職員の協力を得ることで教育部と調整している。

(2) 市主催のイベントについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための市主催のイベントについて、第2回対策会議において、3月15日までは対象となるイベントを「不特定多数の参加」から「多数の参加」に変更していたが、引き続き3月31日まで同内容で扱うこととする。(資料3)

- ・公立保育所の卒業式については、児童・保護者、職員のみで実施

(3) 公共施設の休止及び市主催会議の対応について

○休館施設について、資料4により現状を報告。一覧の追加及び変更は次のとおり。

- ・農村改善センター体育館 3/7～15 まで貸出停止
- ・図書館（分館、配本所、移動図書館を含む） 3/9～31 まで休館
- ・博物館 3/9～31 まで休館（館庭、一煎を除く）
- ・老人福祉センター やまゆり荘 3/16 までを 3/31 に変更
- ・市民会館大ホール 3/7～31 まで休館
- ・健康福祉センター（トレーニング室・スタジオ） 3/15 までを 3/31 までに変更
- ・青少年活動センター体育館 3/7～3/15 まで貸出停止

※公民館については、今までどおりの対応とする。

施設を閉める場合は各部で判断の上、本部長へ報告することとする。

・広報いるま 3/15 号の新型コロナウイルス感染症に関するお知らせの中で、3/5 時点の休館施設等を掲載している。

○審議会等の市主催の会議の対応については、各所管の判断で、不要不急なものは3月中は原則開催しないこととし、今後の事務事業に影響するなど、開催する必要があるものは、感染予防に留意して開催する。

(4) その他

○職員の宴席の開催及び出席の自粛の延長を3月31日までとする。

○議会については、特別委員会（3/12 基地対策、3/19 公共施設最適化検討）は中止が決定。一般質問については、本日午後の代表者会議で決定するが近隣市の状況は、所沢市、狭山市は延期、飯能市、日高市は中止。

○危機管理監より以下の事項について各部に依頼

- ・新型インフルエンザ業務継続計画（BCP）のデータがファイル管理システム（健康管理課）にあるので、今後の業務の継続について改めて確認願いたい。
- ・11日の本会議終了後の全員協議会において新型コロナウイルス感染症対策について現状を報告したい。については関係部課の出席をお願いしたい。

○その他報告は以下のとおり

- ・子ども支援部長より、学校が休校となったことにより、市民のボランティアによる保育の実施や子ども食堂による希望者への配食が実施されているとの報告。
- ・教育部長より、ケーブルテレビの協力で、全ての小中学校の卒業式を放映する方向で調整を行っているとの報告。
- ・市民生活部長より、友好都市である中国の奉化区は収束の方向に向かっている。また、姉妹都市のドイツのヴォルフラーツハウゼン市からも心配するメールが届いたとの報告。

- ・環境経済部長より、市内の経済状況を踏まえ、商工業者の状況については、商工会を通じて確認をとるとの報告。
- ・危機管理課長より、商工観光課を通じて日本羽毛製造株式会社から補助マスクの寄贈があったとの報告。目が粗いので2枚重ねれば咳エチケットの防止として使えそうなもの大500枚、小500枚。小500枚については、既に教育委員会に提供している。
- ・健康推進部長から、PCR検査の保険適用について、保険適用後も自己負担はないこと、医師が検査の必要性の判断ができるようになるが、希望者が全員受けられるというわけではない旨の説明及び、新型インフルエンザ等特別措置法の対象になった場合は市の計画に基づいた対応になる旨の説明があった。